

豊監公表第1号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年（2026年）1月29日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式7)

豊活産第 1587号

令和8年(2026年)1月7日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和7年1月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
都市活力部産業 振興課	産業振興課農政係所管の文書で、産業振興課長専決とすところ、主幹兼農業委員会事務局長専決としているものが散見された。	主幹兼農業委員会事務局長専決となっている文書をすべて課長専決に修正し決裁を取り直した。  また産業振興課長専決の中で、主幹(農政担当)専決にすべきものは、事務決裁規程第28条に基づく専決事項改正の手続きを行った。  以後は誤りのないよう係内で周知徹底した。